



埼玉県報

号外第 34 号
平成 28 年(2016 年)
11 月 1 日
火曜日

目次

告示

- 埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例第 11 条第 4 項に基づく知事指定薬物の指定の告示（薬務課）

告示

埼玉県告示第千四百三十七号

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第十九号）第十条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十八年十一月一日

埼玉県知事 上田清司

一 知事指定薬物

N —(ニ—フルオロフェニル)—ニ—メトキシ— N —(ニ—フェネチルピペリジン—四—イル)アセトアミド（通称名 *Ocfe nt a n i l* 又は *A—3217*）及びその塩類

二 効力発生の日

平成二十八年十一月二日